



府食第164号
平成25年2月25日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年2月18日付け24消安第5514号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項については、以下に示す理由から、同通知に示された、牛が牛由来原料を含む「確認済動物性油脂」を摂取することを防止するための管理措置等が採られることを前提とする限りにおいて、改正後の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」は、現行の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、本事項は食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

- ① 「15消安第3367号における豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果の通知について」（平成16年6月24日付け府食第696号）及び「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価」（平成19年10月4日付け府食第975号）において、牛の異常プリオンたん白質に対する豚・鶏等の感受性は低いこと等から、豚・鶏等を介した同たん白質の人への健康影響は無視できると評価している。なお、「確認済動物性油脂」（不溶性不純物含有量0.15%以下）については、原料に特定危険部位（SRM）が含まれることはなく、かつ、その製造工程において原料由来の大部分のたん白質が除去されているため、牛海綿状脳症（BSE）の伝達源となる可能性は低く、現在、牛由来の「確認済動物性油脂」であっても豚や鶏等用の飼料に限って使用されているところである。
- ② 「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（平成24年10月22日付け府食第931号）において、頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、SRMの範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると評価している。また、「食品健康影響評価について（回答）」（平成24年11月9日付け府食第1007号）において、脊柱の範囲から新たに除外される頸椎の横突起及び棘突起、胸椎及び腰椎の棘突起並びに正中仙骨稜は、BSEプリオンが蓄積する部位ではないと評価している。